

令和4年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月13日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	商工観光交流課長	今野武俊君
建設課長	高橋博和君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
農業委員会 会長	高橋正尚君	農業委員会 事務局 局長	小田長光仁君
教育長	福田世喜君	教育推進監	武藤浩紀君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君
代表監査委員	高橋信雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇深澤 均 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

(7番 深澤 均君 登壇)

○7番（深澤 均君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を進めてまいります。

初めに、教職員の働き方の現状と町の対応についてであります。

近年、教職員の働き方に関する報道記事が多く目につきます。その記事の中には「教職員にゆとりがなければ子供たちへの質の高い教育は望めない」という内容のメッセージが目にとまりました。そして、今回の質問要旨としては、質の高いよりよい教育という観点から、教職員のゆとりについて質問をしたいと思っています。

報道では、先生方が昼休みもなく働く現状や、残業を含む長時間労働などが指摘され、結果、教員不足や教員志願者が過去最低などの現状が報じられています。また、一方では教職員の働き方改善に向け、教育現場とともに自治体独自の取組の実例も紹介されていました。

そこで、まずは町内小中学校の教職員の働き方の現状についてと併せて、教職員のゆとりにつ

いて町独自の対応があれば、伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町教育委員会では、平成31年1月に美郷町小中学校教職員多忙化防止改善計画を策定しております。その計画の中では、時間管理・時間意識の徹底、業務改善への取組、外部人材の活用、部活動指導の負担軽減の4つの重点項目を設け、実践事項を示したところです。

この計画を基に、町教育委員会が取り組んできましたことは、1つ目は業務改善への取組です。例えば、学校事務文書等の電子化を図ってきたこと、また、町内小中学校での事務の共同実施による、効率的な事務処理を行ってきたことがあります。さらには、教材費などの集金を、現金から金融機関での口座振り込みにすることで、業務量の軽減を図ってまいりました。

2つ目は、外部人材の活用ですが、町予算において、特別な支援を必要とする児童生徒をサポートする学校生活支援員を19名、英語教育指導助手ALTを3名、ICT専門職員を1名配置しております。また、国の事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に向けて、校内の消毒等を担う学校サポーターを2名配置しているところです。さらには、みさぼ一た一等による授業支援でのボランティアのご協力を多く得ております。

3つ目は、学校閉鎖日の設定です。令和元年度と2年度は夏季休業中に3日間、令和3年度からは夏季休業中に5日間、年末年始の休日に加えて12月28日を学校閉鎖日に設定し、教職員が連続した休暇を取りやすくしたところであります。

次に、町内各学校での取組ですが、教職員の休憩時間の確保については、学級担任以外の教職員が輪番で給食の指導を行ったり、学級担任以外が授業を行う時間をつくり、そのときに学級担任が休憩を取ったりするなど、各学校の実態に応じた取組が行われております。また、小学校では、例えば日課表の見直しにより、原則として放課後に会議や研修を行わない日を週1日設定することで、教材研究や学級事務を優先的に行える時間の確保に努めてきています。中学校では、部活動の指導において、大会やコンクール等がない時期は、平日において1日の休養日を取るとともに、土曜日と日曜日のどちらか1日を休養日としてきたところです。

このような取組の中での教職員の勤務時間についてですが、文部科学省は、時間外勤務を月45時間以内という目安を示しております。そのことを令和3年度の方で見ますと、美郷町における教職員の時間外勤務は、年間平均で小学校が月約40時間、中学校が月約56時間という状況であります。

また、時間外勤務の月45時間以内の達成率を直近の10月と比較してみますと、記録が残っている平成30年が小中学校全体で33%だったのに対し、今年是小中学校全体で50.5%でした。

こうしたことから、これまでの取組は勤務時間の減少につながっていると捉えておりますが、月45時間以内の時間外勤務については、十分に達成できているとは言えない現状にあります。

以上のような状況であります。教職員の多忙化を解消していくための基本は、教職員数の増員化、業務量の軽減化ということになるかと思えます。

教職員数の増員に関しては、国が配置する教職員定数が、町内各学校とも児童生徒数の減少に応じて年々減ってきている状況であります。

一方、業務量の軽減に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応や、小学校での英語授業の導入、タブレット型パソコンなどのICT機器活用などにより、業務量は増える傾向です。そこで軽減できる業務を探っていくことになるわけですが、教育の質を下げずに、質の高い教育を実現していくためには、軽減できる業務も限定的なものであり、町独自の取組では限界があります。

そのため、国や県には、教職員数の増員や業務量の軽減を図る施策の実施について、これまで毎年のように要望してきたところであります。

そのような難しさの中でも、町内の各学校の教職員は、教育への使命感を土台に、よりよい実践を模索しながら教育活動に取り組んできている状況でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） ただいまの教育長の答弁を聞きまして、非常に様々な対応をしているんだなど改めて実感したところであります。

せんだって、たまたま松田町長が会長をやっています秋田県の町村会の会報にも、教職員の労働時間45時間を超えないような要望が出ておりましたけれども、一つにはやっぱり先ほど教育長が申されたように、コロナ感染が非常に少なからず影響を与えている部分もあるのかなど。実際私も孫と同居していますので、先生方のご苦勞といたしますか、そういうものがひしひしと伝わって感じております。出欠の確認から体調の確認やらまで、至れり尽くせりの対応をしているような感じがしますがけれども、そこで、先ほど外部講師19名とか学校サポーターとか、そういう配置をしているというようなお話ありましたけれども、町独自の予算でやっている部分はどの辺なのでしょうかとということ、改めて伺いたいと思えます。

それから、定期的に学校の教職員の労働に関してまとめていらっしゃる校長会などが開かれているはずでありますけれども、その場では、こういった要望みたいなものがあつたものなのか、それともなかったのか。そこら辺のところ、町でそれに対してどのような対応をしてこられたのかというところも、併せてお話できる部分でも結構ですのでお願いいたしたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町独自の予算で行っておりますのは、先ほど答弁で述べましたが、学校生活支援、特別な支援を要する子供へのサポートをする学校生活支援19名については、全く町独自です。それから、英語教育指導助手ALTについてもそうです。また、ICT専門支援員、専門職員も町独自というものであります。先ほど国の事業ということで、新型コロナウイルス対策での学校サポーター2名というのは、国からの支援ということになっております。基本的な予算措置はそういう状況であります。

それから、校長会での要望は、一つはやはり国に対して、教職員定数の増を何とか実現してほしいと。基本的な定数のほかに加配ということで、プラスアルファの指導法改善とかそういう名目での加配の定数もあるわけですが、それは毎年秋の人事の今頃ですね、教育事務所を通して県のほうに要望する、国にも要望していくとそういう時期なんです、毎年各学校からその加配をぜひ減らさないでほしいと、今までは基本的に少しずつ減らされてきている。さらに増やしてほしいという要望がありますので、その要望をしているということになります。

また、町の予算に関しての要望としては、学校生活支援員の1名なりの増員をぜひお願いできないかというような要望が、今年の校長会では出されているという状況であります。

以上であります。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再々質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今もおっしゃられたように、国のほうへの、また県のほうへの要望というのも大変大切かと思っておりますけれども、片ややはり即効性という部分では、どうしてもやっぱり国県となると、二、三年後、四、五年後ぐらいの実行になる例が多いわけですので、即効性という意味では、町独自でつなぎで、国が対応できるまでの対応なども場合によっては必要かなというふうに思ってもございます。

その点については、今ここで教育長がこれこれというようなことは言えないかと思っておりますけれども、そういうような国への要望に対してもしますし、また、内側の即対応するというような部

分でも必要かなと思いますので、その辺の考え方もちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ただいまのご意見はご意見として受け止めながら、そういうところを踏まえてですね、私ども何とかそれぞれの教職員の増というところでは実現していきたいなど、それを目指したいなというふうに考えているところであります。

○議長（森元淑雄君） それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） 2番目は、スマホの利活用の推進についてであります。

今や通話だけの携帯電話から様々な機能を加えたスマートフォンへと進化し、普及以前とは格段に便利なアイテムであることは疑いのないところであります。

しかし、一方では進化したスマホを使いこなせない私たちがいるのも現実であります。今、社会のあらゆる分野のデジタル化が加速度的に進行している現状にあり、その恩恵を享受するには、受け側の私たちもレベルアップを図りたいと思っておりますが、なかなか思うようにいきません。

そこで思うことは、町内に気軽に使い方を教えてくれる人、店、例えば、仮称スマホステーションみたいなものがあればと思っております。

使いこなせる町民が増えることは、町にとっても行政サービスの利活用や効率化が期待できることから、この思いを具現化できないか、町の奮闘を期待しつつ、お考えを伺いたいと思っております。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

総務省が毎年実施している通信利用動向調査によりますと、スマートフォンの世帯普及率は80%を超えています。若年層に比べて高齢層の普及率は低いですが、近年のデジタル化に伴い、マイナンバーカードの申請やコロナワクチンの予約などをスマートフォンから手続きできることから、高齢層の町民にとっても必要な機器となってきました。

このような状況を踏まえ、秋田県では令和3年度からスマートフォン操作体験会を開催しております。対象者は65歳以上の方で、基本的な操作からインターネット接続などの内容で、令和4年度は美郷町においても4回にわたり開催され、延べ52人の町民の方が受講しております。

町生涯学習課においては、令和4年度から生涯学習講座において「スマートフォン・SNS講

座」を開設しており、6月から月2回の開催で、これまで10回の講座を開催してきております。中高年の方を中心に延べ72人の方が受講されており、初歩的な使い方からメールやインターネットへの接続のほか、LINEなどのSNS発信など取り組んでいるところです。

また、町が起業支援をした町内のスマートフォン修理代理店においては、修理などで来店されたお客様からご要望があれば、できる範囲で操作方法などの指導などにも対応しているとのことでした。

さらに、総務省では令和3年度から、高齢者が身近な場所で身近な人からデジタル活用について学べる講習会等を推進するデジタル活用支援推進事業を行っており、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社といった主要携帯電話会社において、それぞれの店舗、またはオンラインによって無償の講習会を開催しております。なお、講習会へは当該電話会社のユーザーでなくても申込みが可能で、マイナンバーカードの申請方法やワクチンパスポートの発行方法、オンラインによる手続などを行っているとのことでした。

このように、スマートフォンに関しては、教えていただく機会を求めようとすれば求められる環境にあるものと認識いたしますので、こうした機会をぜひご活用いただき、スマートフォンの利用につなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき、一般質問いたします。

高齢者の補聴器購入費助成など聞こえの支援を行うことについて、質問します。

厚生労働省が老人保健健康増進等事業で取り組んだ「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」の調査報告書を昨年3月に発表いたしました。報告書には、高齢者の半数以上が聴力に何らかの不自由さを抱えていることや、難聴高齢者の方が補聴器を使うなどの具体的な対策を取っていないこと、認知症になるリスクとして、高血

圧や鬱病などにより、中年期以降の難聴が最もリスクが高い一方で、自治体の聴力検査や補聴器購入費助成などの支援が遅れていることが明記されています。

まとめでは、今後自治体に取り組むこととして、1つ目、難聴を早期発見する仕組みを構築すること。2つ目に、難聴が疑われたとき、医療機関への受診勧奨ができるよう、耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整えること。3つ目として、受診勧奨から適切な補聴器利用のために補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること。4つ目、補聴器装用後、使用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと。5つ目、難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要。この5項目を挙げています。

高齢期を自分らしく生き、健康長寿を延伸するためにも、聞こえの支援が大切であると思います。町でも、ぜひこうしたことに取り組むべきではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

山形市では、この12月から補聴器購入費助成だけでなく、聞こえの衰えの予防、早期発見、補聴器の調整や定期受診、装着後のデータ分析までをパッケージにした聴こえくつきり事業をスタートさせました。また、東京都港区では、今年4月から難聴の早期発見から補聴器相談医の受診、補聴器購入時の認定技能者による調整やアフターケアまで継続して支援する、補聴器助成制度を実施しています。このような取組が、これからは重要になってくると思います。

難聴が仕事やコミュニケーションの阻害要因にならないよう、自分では気づきにくい難聴の早期発見のため、町の健診に聴力検査を位置づけるべきではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

補聴器購入費用に助成することについて、東京練馬区のように認知症対策に位置づけている自治体もあります。難聴によって他人との会話がおっくうになると、認知機能や生きる意欲まで低下すると考えられています。難聴高齢者の社会参加を積極的に支援するために、補聴器購入費用の助成を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、議員ご質問にありました研究についてですが、ご紹介のとおり、令和2年度に厚生労働省の老人保健健康増進等事業として、民間コンサルティング会社が調査研究したものです。

厚生労働省に確認いたしましたところ、直ちに施策反映させることを目的とした研究ではなく、現在のところ、施策等への反映については検討中の分野であるとのことでした。

こうした国の状況を踏まえますと、町としては、議員ご質問の5項目の取組については、国の方針等の決定を踏まえた後に、適切に対応していくよう努めてまいりたいと存じます。

次に、聴力検査の実施については、国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方を対象とした特定健康診査、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方を対象とした健康診査については、早朝総合健診として毎年4月から6月にかけて実施していることは、議員ご承知のとおりです。特定健康診査並びに健康診査は、ともに生活習慣病の予防と早期発見を目的としており、国の基準を踏まえて実施してきているところですが、その中には聴力検査が含まれていないことも議員ご承知のとおりです。町としては、これまで国の基準を踏まえて実施してきており、国の基準にない新たな項目を追加することは、検査実施機器の準備及び検査実施体制の検討並びに財源等の整理もありますので、現時点では新たに聴力検査を健診項目に加えることは考えておりません。

なお、県内で健診内容に聴力検査を加えている市町村は、現在のところありません。

次に、補聴器購入に対する助成についてですが、現在、身体障害者手帳をお持ちの方であれば、購入または修理に係る費用の一部を、国、県、町で助成していることは議員ご承知のところでは。

また、18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対しては、課税状況等に応じた、費用の一部を県と町で助成し、補聴器装用による言語習得やコミュニケーション能力向上を図っているところです。

補聴器購入の高齢者への助成については、令和元年9月議会でのご質問に対する答弁と同質になりますが、高齢者の生活や社会参加等に影響のある障害は、聴覚障害のみならず、日常生活動作、いわゆるADLの低下や視覚障害など多く存在し、それぞれの状況をサポートするための補装具や器具等もそれぞれあるところですので、経済的支援策については特定分野のみならず、総合的、体系的に、かつ特殊性に鑑み、支援策の必要性等を検討していくことが求められるものと存じます。

そのため、一般的に普及状況にある補聴器の購入について、町が独自に助成制度を創設することは、現在のところ考えておりません。

なお、冒頭のご質問にある厚生労働省の調査研究に対する国の対応なども意識することが必要と存じますので、国の今後の動向について注視するとともに、先ほど議員がご紹介いただきました他の自治体の取組などにも注意を払い、引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 厚労省のこの調査報告書は、直ちに施策に反映されるものではないということでありましたけれども、全国的にこうした補聴器助成の総合的な支援の取組と申しますか、ただ補聴器だけの費用に補助するのではなくて、聞こえの相談活動だとか、あと専門家の体制を整えて難聴の検査、早期発見などに取り組むという、こういう支援策を行っている自治体が徐々にではありますが増えてきています。

先ほど、質問の中で東京都の例とか山形の例を紹介しましたがけれども、そういう方向が私はこれから大事になってくるのではないかと思います。人生100年と言われていきますので、元気な高齢者がさらに元気で生き生きと暮らせるというところで、こうした取組が大事なのではないかと思っています。

それで、難聴はなかなか自分では気づきにくいというのがよく言われています。そういうことで、聴力検査を取り入れているところも、本当にやっぱり法的根拠がないということで、なかなか自治体に大きく広がっているというわけではありませんけれども、そうした取組を介護保険の予防のものと一緒に行っているというところもありますので、ぜひ今後研究していただいて、町として元気な高齢者の生活を維持するという立場から、ぜひこれらに早期に取り組んでいただきたいと思います。

それで、厚労省が直ちに政策に反映するものではないと言っていますけれども、この調査結果によって、難聴の高齢者への支援の遅れと申しますか、早期に補聴器を使用して社会生活を維持していくという、そして、それが生活の質の低下を防ぐことができるのだということは、この報告書の中で明らかになっていると思いますけれども、その点はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

調査研究自体を否定しているわけではございませんので、まさにそのとおりであろうというふうに受け止めます。

また、先ほど言いましたとおり、聴覚障害のみならず全般的に障害をお持ちの方に対して、行政がどういう手当をすべきかということ、総合的、体系的に議論するべきではないかということ先ほどの答弁で申し上げました。聴覚障害はその1つであるというふうに認識しておりますので、先ほど議員がおっしゃいました他自治体の取組にも注視してまいりますと言ったのは、そ

ういう意図でございますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問、ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 胃がん検診に内視鏡検査を導入することについて、質問いたします。

国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、市町村が実施する胃がん検診に内視鏡検査が追加されました。これにより、内視鏡検査を取り入れている市町村が増えています。県内では、昨年度から秋田市や北秋田市、潟上市、横手市で実施をしています。

胃がんは早いうちに見つければ、身体への負担が少ない内視鏡で治すことも可能な時代になっています。町としても胃内視鏡検査を実施すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

秋田県においては、胃がんによる死亡率が全国的に高い状況にあることから、市町村の胃がん検診に内視鏡検査を導入できるよう、広域的な対策型胃内視鏡検診の実施に取り組んでいることは、議員ご存じのとおりです。

議員ご説明のとおり、現在実施している自治体は、秋田市、北秋田市、潟上市、横手市、にかほ市の5市となっております。

その実施に当たっての手続ですが、広域的な対策型胃内視鏡検診への参加意向を各自治体から県に対して示した後、県及び医師会など関係機関と実施に向けた調整を行い、検査可能な医療機関を秋田県医師会が検査実施医療機関名簿に登録、その後の検診実施という流れになります。

ご質問の胃がん検診への内視鏡検診の導入については、より精密な検査が可能になること、受診される方の選択肢が増えるなど、その実施意義はあるものと認識し、今後、県に対して内視鏡検診の参加意向を示すこととし、県はじめ関係機関等々の実施に向けた調整等を経て、令和6年度以降できるだけ早期に実施できる方向で取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、地域公共交通の課題に対する施策について一般質問いたします。

地域公共交通は、高齢者の買物・通院や、高校生の通学など、日常生活の外出手段として、また観光やビジネスなど、交流のアクセス手段として、地域内外をつなぐ重要な役割を果たしています。

しかし、人口減少や自動車依存による利用者の減少、事業者の厳しい経営状況や労務環境による運行数の低減、各自治体の財政負担の増加など、様々な課題が生じています。

こうした現状や課題を受けて、国が県・市町村に対し、地域公共交通計画を定めるよう通知したことから、町では、今年3月に美郷町地域公共交通計画を策定し、目標を達成するための施策に取り組んでいます。

また、上位計画の第3次美郷町総合計画では、生活密着型交通体系対策事業を重点事業とし、主な取組として予約制乗合タクシーの運行を掲げています。

乗合タクシーについては、昨年4月に運行内容を見直し、利用料金を全地区一律400円に、運行ダイヤを全地区1日10便に、午前4便の土曜運行を行うなど制度改正を行いました。実績を検証した結果とともに、適正な運行に向けた改善点の有無についてお伺いいたします。

県でも、今年3月に秋田県地域公共交通計画を策定し、関係者のみならず利用者を巻き込んで総力戦として取り組んでおり、これまで補助対象外としていた区域型のデマンド運行を補助対象にすることになりました。

町の乗合タクシーも新たに県の補助対象になるわけですが、乗車率が1便当たり2人以上の要件があることから、令和2年度の実績1.3人を相当上回る利用者の増加が必要となります。

第3次美郷町総合計画では、新規登録者数を令和7年度末で340人増加させる目標としており、PRを強化して利用を促進することとしていますが、利用者の増加につなげる取組や、相乗りの勧めをどのように行っていくのかお伺いいたします。

また、高齢者や運転免許返納者など、交通弱者の移動の負担軽減を図るため、新たな支援策の実施を検討することとしています。

私は、昨年3月の定例会一般質問で、75歳以上の交通弱者に対し、一般タクシーも利用可能な交通助成券を交付するなど、高齢者への移動・経済支援を提案しました。

町長の答弁は、令和3年度に美郷町地域福祉計画策定の中で検討するとのことであり、今年3月の当該計画を見ますと、タクシー等の利用料の助成について検討する旨の記載がありますので、検討の内容と実施の時期についてお伺いいたします。

次に、乗合バスや鉄道などの公共交通の利用者が減少しており、地域公共交通の維持が厳しい状況になることが予想されます。

乗合バスについては、3路線5系統で運行されており、近隣市への移動手段として重要な役割を担っていますが、特に千屋線の利用者の落ち込みが大きくなっています。令和3年度実績において、平均乗車率が1.0人を切り、県の補助対象外となったことから、バス事業者や大仙市との協議を行い、利用促進のための施策を検討しなければなりません。

既存公共交通の利用者の増加を含め、路線の維持につながる取組をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

最後に、毎年10月第4週の1日を決め、行政と交通事業者のトップや関係者が地域公共交通を利用しアピールすることにより、住民の利用意識の醸成を図るため、応援Dayを実施することとしています。

県では、9月から11月までの第4週を「地域公共交通乗って応援Week」とし、テレビ、新聞、ポスター等で、CO₂の削減、交通渋滞の解消、移動時間の有効活用、健康増進などのメリットを強調しながら、地域公共交通を積極的に利用するよう呼びかけています。

トップが乗ってPRするとともに、関連するイベントの実施を検討することとしていますが、例えば「美郷フェスタ」で、バスの乗り方教室を行うなど、交通事業者の協力を得るべきものと思いますので、県の呼びかけや町の事業にどのように歩調を合わせていくのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、乗合タクシーの適正な運行と利用促進についてですが、議員ご紹介のとおり、乗合タクシーについては、令和3年4月から、平日1日10便に拡大するとともに、土曜日午前に4便を追加し、利用料金を400円に統一するなどの見直しを行い、運行しております。

令和3年度の利用実績ですが、令和3年度末の利用登録者数は976人、実利用者数は307人で、令和2年度末よりそれぞれ14人、34人増加しております。また、運行便数は4,897便、乗車人数は、6,131人で、令和2年度よりそれぞれ425便、248人増加しております。なお、追加した土曜日の乗

車人数は361人で、全体の約6%の利用割合となっております。1便当たりの平均乗車人数は1.25人で、令和2年度の1.3人より減少しているところです。

令和4年度は、10月末の時点で利用登録者数は1,003人で、令和3年度末より27人増加しております。運行便数はこれまでのところ2,818便、乗車人数は3,499人で、前年同期よりそれぞれ77便、110人増加し、土曜日の乗車人数は248人で前年同期より68人増加しております。1便当たりの平均乗車人数は1.24人で、前年同期と同じです。

町としては、令和3年度からの平日運行回数の拡大、土曜日の午前運行の追加などが利便性向上につながり、結果、利用登録者数や運行便数、延べ乗車人数の増加に至ったと認識しております。

議員ご紹介の県補助制度についてですが、令和4年9月に県補助金の交付要綱が改正され、区域運行デマンド型の乗合タクシーも補助対象となりましたが、乗車人数が2人以上の運行のみを補助対象とする要件となっております。町の運行においても補助対象となる運行実績がありますので、その分については、補助対象として申請してまいりたいと存じます。

今後の利用者増加に向けた取組としては、引き続き、町広報、町ホームページや美郷フェスタなどにおいて制度周知に努めるとともに、令和5年度は利用者アンケートを実施し、それを踏まえつつ改善等を検討してまいります。また、利用者ニーズや事業者ニーズを把握するため、タクシー事業者とも意見交換を重ね、利用者増加につなげてまいりたいと存じますとともに、相乗りの勧めにつなげてまいりたいと存じます。

次に、新たな交通弱者支援策についてですが、運転免許証を返納、あるいは免許証をもともと持っていない高齢者への支援として、一般のタクシー料金やバス料金への助成を行うことで経済的負担の軽減を図るとともに、外出機会の増加及びそれに伴う社会的活動への参加機会拡大につなげてまいりたく、現在、来年度予算案への計上を目指して、公共交通機関利用への支援策を検討しております。

具体的には、現在、町が65歳以上の方を対象に行っている「はり・きゅう・マッサージ施術費助成」及び「温泉施設利用料助成」に、令和5年度から交通費助成も含めて共通利用券を作成、交付し、一定の制約は設けますが、利用者の求めたい支援分野に対して、利用者本人がバランスよく使用できるような方式を検討しているところです。

次に、既存公共交通の利用促進策についてですが、令和4年度の路線バスの利用実績は、横手・大曲線については、国道13号線沿いの運行のため比較的用户者は多く、年間輸送人数13万2,405人ですが、前年より4,567人減少しております。

角館・六郷線については、起点・終点に高校があるため、乗車率は生徒の在籍人数に影響され

る傾向にあるようですが、年間輸送人員1万825人で、前年より2,007人減少しております。

千屋線については、議員ご説明のとおり、年々利用者の減少が続いており、年間輸送人員は4,333人で、前年より34人減少しております。

町では、バス事業者に対して、路線バス維持のため毎年補助金を交付しており、その際にバス事業者と状況や見通しなどについて意見交換をしております。その中では、バス事業者が乗車券、食事、施設利用がセットとなったバスパックの販売や、スマホ定期の販売、運転免許自主返納者を対象としたバス回数券の割引サービスを実施している旨の情報提供があり、町としては、こうした利用促進につながる情報は、バス事業者と連携して町広報等で周知していくよう努めてまいりたいと存じます。

なお、その情報の中にあつたバスパックについては、現在、横手市、由利本荘市及びにかほ市の施設利用を対象にサービス実施しているとのことでしたので、今後、美郷町の施設を対象にこのサービスが展開できないか、バス事業者に提案してまいりたいと存じます。乗合バスを町民の利用促進の視点から、町外の方の利用促進に視点を広げる観点です。

いずれ、今後の路線バス、鉄道、タクシーの公共交通の利用促進に向けた取組については、適切な時期に適切な方法で情報発信に努めるとともに、美郷町地域公共交通活性化再生協議会においても、利用促進につながる施策について検討してまいりたいと存じます。

最後に「応援Day」についてですが、この取組は、コロナ禍の影響等により、地域公共交通離れが進んでいる状況において、行政や交通事業者の職員等が積極的に地域公共交通を利用し、アピールすることで、住民意識の醸成を図ることを目的としております。県及び町の地域公共交通計画にそれぞれ目標として掲げ、具体的な取組の方向性と実施内容を関係者による協議を通じて、決定することとしておりました。

県主導による協議の結果、重層的に取組を集中させるよう、「応援Day」から「応援Week」に計画が見直され、毎年9月、10月、11月の第4週を「地域公共交通乗って応援Week」として、3つの方針で実施することとなっております。

その1つ目が、県民に地域公共交通の積極的利用を呼びかける各種広報を実施すること。2つ目が、県・市町村職員に、通勤に限らず日常生活での積極的な利用を呼びかけること。3つ目が、交通事業者や市町村が応援Weekに連動したイベントや各種企画を展開することというものです。

町では、その内容を踏まえ、町広報を通じて町民に利用促進の周知を図るとともに、職員等の利用促進の意識啓発に努めているほか、美郷フェスタにおいて「地域公共交通乗って応援Week

k」啓発用ポスター掲示やチラシを配置して、利用啓発を図ってきたところです。

今後についてですが、県では今年度事業を検証し、バス、鉄道、タクシーの各事業者や関係団体、市町村等と連携した内容充実を図っていくとのことですので、町としてもトップが乗る、乗らずは別にして、「応援Week」に合わせ、引き続き町広報や美郷フェスタなどのイベントを通じて利用促進の周知を図るとともに、町職員の意識啓発を継続して図るほか、飯詰駅や後三年駅に啓発用ポスターやチラシを配置して、利用を呼びかけてまいりたいと存じます。また、学友館内に小学生低学年向けの公共交通に関する絵本の展示コーナーの設置を検討するなど、地域公共交通に関する啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 福祉サイドからのタクシー利用料の助成ということで、これは当然必要だと思いますけれども、一般タクシーを活用した交通助成金につきましては、大仙市などで交付されておりまして、住民に非常に好評だと伺っております。今回その共通利用券ということで様々な検討をされたということで、これからこういった形になるか分かりませんが、特に町民のまず生活様式を見ますと、特に雪が降る冬におきましては、自転車で買物等していた方が買物ができなくなったという町民の方がいらっしゃいますので、そういった乗合タクシーも利用可能な助成券にすれば、相乗りの乗車率が伸びまして、最終的には県の補助対象額が増えるのではないかと思います。

それから、千屋線につきましては、由利高原鉄道のほうでも高校生の乗車は定期割引ということで、その結果利用が伸びたということもありましたので、これバス定期券の費用を助成した場合の高校生に対するその助成の検討ということで必要だと思いますし、それから千屋線の代わりにといいますか、自治体が運行主体とするコミュニティーバスに転換するということが想定されるわけでございますけれども、そういった場合、町の負担額が増えるということになると思いますので、そちらの検討も必要ではないかというふうに思います。

今、新型コロナウイルスに関連する費用が非常に各自治体で増大しているということで、国、そして県におきましても大変予算が厳しくてですね、補助金を縮小するという方向にあります。実際、地方交付税参入ですとか、それから特別地方交付税交付ということで一定額は確保されておりますけれども、一般財源ができるだけ少なくなるよう国や県の補助金を有効に活用して、最大の効果を上げるということが必要だと思います。

町長にはまず乗り合いのバスとタクシーに対する財政負担の取組の考え方について、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、タクシー助成の乗合タクシーへも使える助成制度のご検討というご提案がありましたが、乗合タクシー自体に公費がかなり投入されておりますので、さらに利用助成券で公費助成することは1つの目的に二重助成という形で、議員ご承知のとおり避けるべき内容ですので、現段階では先ほどの答弁で一定の制約を設ける旨答弁しておりますが、そういった範疇に入るべき内容ではないかと存じます。

それから、コミュニティーバスについては、財政負担が路線の距離と便数にもよりますが、かなりの財政負担があることが想定されます。議員おっしゃいましたとおり、財政支出についての一定の整理をしなければ安易にお答えできる内容ではないと認識しておりますので、できる限り千屋線が交通事業者によって維持されるよう、努めてまいりたいと存じます。

その上で、財政負担をいかに軽減するかは、現在も、過去も、将来も同じ課題であると認識しております。そのため、国・県の制度創設、あるいは創設要望等を通じ、これからも美郷町としての財政基盤に影響は極力小さいような方向で努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番高橋邦武君の一般質問を終わります。

質問途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時56分）

（午前11時04分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

1つ目は、電線類地中化・無電柱化への取組をとということで質問をさせていただきます。

道の駅美郷のフリースペース・カフェでは、仙北平野の美しい田園風景を眺めながらくつろぐことができます。しかし、一つ残念なのは、電線と電柱が視界に入ってくることです。「どうにかならないか、この電線…」という言葉、実際に利用者から聞きました。

事例をもう一つ。六郷の市場通りでは、行き交う自動車と電柱の間を縫うようにして、子供たちが通学しています。電柱の上に載っているトランスは、数百キログラムの重さがあると聞きました。もしも交通事故などにより電柱が倒れたら、どのような被害が出るのか。また、クモの巣のように張り巡らされた電線は、街歩きを楽しむ人を無意識のうちに興ざめさせています。

電線類地中化・無電柱化の工事には、相当な費用がかかります。一般的には「距離1キロメートルにつき5億円」などと言われているようです。しかし、安全性と景観の向上という観点から、工夫して取り組んでほしいものだと思います。

道の駅美郷の西側は場所が限定的であるため、工事費用も少額で済むと考えられます。六郷の市場通りは、これから消雪道路の工事が行われるため、それに合わせて取り組むことも可能です。

電線類地中化・無電柱化に関しては、様々な新工法も開発され、補助金による支援制度も整ってきています。美郷町も対象箇所を絞って電線類地中化・無電柱化に取り組み、増田や角館に負けないよう街並みの格を上げていきませんか。

松田町長のお考えをお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

無電柱化については、補助制度としては国の道路メンテナンス事業を活用することとなりますが、美郷町では現在、橋梁改修で当該事業を活用しているところです。

補助率は市町村の状況によって異なりますが、美郷町は令和4年度において、事業費6,700万円強、補助率約63%として補助金4,200万円強の採択をいただき、一般財源2,500万円強と合わせて、現在、橋梁改修を推進しているところです。

無電柱化については、電線管理者負担の1キロメートル当たり1億8,000万円を除き、道路管理者側の負担として1キロメートル当たり約3億5,000万円の工事費が必要である旨、国が資料を公表しておりますが、琴平東から米町までの区間1.5キロメートルを無電柱化するならば、道路管理者側として約5億2,000万円以上の予算が必要となります。仮に63%が補助金としても、37%分の1億9,000万円強が一般財源となります。

現在、美郷町は限られた財源の中で、新たな分野を含むいろいろな行政課題に対応してきており、各分野にバランス感を持って予算配分しているところです。社会資本整備の分野においても、同様の考え方で予算配分を意識してきているところです。

この状況において、新たに議員ご提案の一部路線の無電柱化に着手することは、国の補助金があるとしても、橋梁をはじめ計画的、優先的に着手すべきほかの整備に影響が生ずるとともに、もし歳出規模を拡大させて実施するとすれば、財政健全化に懸念が生ずるところです。

また、議員ご説明の新工法による低コスト化ですが、国の資料によりますと1割程度のコスト縮減と言われており、現在の資材高騰等の中では新工法が事業費縮減に効果をもたらす状況にはないと認識しております。

こうした諸環境を踏まえすと、一部路線の無電柱化はご提案としては受け止めますが、現在のところ、実施する環境にはないものと認識し、無電柱化の検討はいたしません。

なお、町道中央通り線の安全対策としては、以前も無電柱化を検討しましたが、その膨大な事業費ゆえに、緊急性や優先度の高い整備箇所への対応等に支障が生ずるとの判断から、住宅連担地域の通学路安全対策として一般的に普及していたグリーンベルトを整備し、安全対策を講じてきた経緯があるところです。

ただし、道の駅美郷西側の電柱につきましては、短い区間で電柱移設が可能なところですので、景観向上に資するよう移設できないか、電柱設置者に対して打診してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 六郷中央通り線については、全体的なコストの負担バランスなどからして難しいというふうなご説明で、私も理解いたしました。

道の駅の西側についてはこれから検討をしていただけるということですが、六郷の旧わくわく園跡地に、これから宅地開発を進めるというお話が以前に説明がありましたけれども、私のほうでちょっと調べましたら、国のほうは無電柱化を進めているにもかかわらず、一向に電柱の数が減らないと。どこに増えているかというと、新築住宅のところ、あとは太陽光発電関連施設のところに新しい電柱が立っているということで、なかなか電柱の数が減らないということだそうです。

旧わくわく園跡地に新しい宅地を開発するというのであれば、そこは一から開発するというので、そのニュータウンは電柱なし、電線なしというふうな、ハイセンスな形の宅地開発が

できないものかと考えるところですが、松田町長ご検討をいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 鈴木議員、ただいまの再質問、ちょっと議題外にわたっておりますので、町長、できる限りでいいですので。

答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、共通認識をお持ちいただきたく改めて説明いたしますが、道の駅西側の電柱、電線については私どもが対応するのではなくて、電柱設置者に移設を打診するということでのご理解をお願いいたします。

それから、旧わくわく園の宅地開発につきましては、どのような方法を選択するかも含めて今後の検討課題でありますので、具体的に町が事業主体となってやるということに決定したわけではございませんので、答弁はできませんのでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） それでは、市街地における内水氾濫への対策をということで質問をさせていただきます。

最近「内水氾濫」、中でも「氾濫型」と呼ばれる都市型の新しい水害が問題となっています。雨水の排水能力が追いつかず、道路側溝などから水があふれてしまう現象のことです。河川が近くになくとも、市街化の進んだ地域であれば起こる可能性があります。人命を脅かすことは少ないとしても、経済的な損失は無視できません。

六郷の町部でも、今年の夏は道路冠水が頻発しました。「豪雨の夜は落ち着いて寝てられない。もし浸水したら、仕事に使う道具が駄目になってしまう」といった声も聞きました。

冠水が起こる場所は、西高方町の市場通り、安楽寺の住宅街など、通りが南北に走っている場所という共通項があるようです。六郷の地形は東高西低です。東から西へ、雨水がスムーズに低いほうへ流れていけば問題は生じませんが、途中を南北の通りが横切っているため、流れが阻害されてしまうのだと思います。そのような問題ある箇所の排水能力を高める工事が必要だと考えます。

今後、安楽寺の旧わくわく園跡地では宅地開発が行われます。宅地化が進めば、今以上に雨水は側溝に集まります。西側の低い地域の排水能力を高めなければ、今よりも氾濫が増えることは

確実です。雨水の流し方を地域全体的に見て、設計し直す必要があると考えます。

そして、これは六郷に限った話ではないと思います。美郷町内の市街地における内水氾濫への対策について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

市街地における内水氾濫への対応についてですが、町の公共施設整備においては、施設の雨水等排水対策は優先事項として事業を実施してきており、美郷中学校の整備やわくわく園の整備などにおいても、排水水量を推計して、外構設備を設計、施工してきたところです。

議員ご質問の旧わくわく園跡地については、移住・定住対策として宅地活用を検討しておりますが、事業の推進に当たっては他例と同様、雨水排水等に十分に留意していく認識で検討を重ねてまいりたいと存じます。

また、ご質問のある六郷地区の市街地については、道路冠水がこれまでも発生し、これに対処するため、昭和50年代に西高方町から宝門清水への東西の流末水路を整備したと承知しております。

この地区の大雨時の対応としては、大雨警報が発せられる見込みがある場合、事前に関係土地改良団体が用水の配水をとめて、下流域で増水が生じないように対応しているほか、町では圃場からの排水を土のう積みや水門ゲート操作を行うことで、水源涵養地に流入させるなどし、水量を幾らかでも減少させる対策を実施しているところです。

しかしながら、最近の降雨は局所集中のケースが多く、そのため道路冠水が発生しているものと認識いたしますので、来年度において、当該地域周辺の排水状況等の調査を実施し、調査結果に基づいて、可能な対応策を探ってまいりたいと存じます。

なお、当町は様々な河川が町内を縫うように流れ、平成29年8月のような豪雨には外水氾濫も危惧されるところです。市街地のみならず、全町にわたる対応、対策が求められます。

そのため、まずは、人命優先の観点で、避難方向などを記載した新たなハザードマップを、来年2月頃を目途に配布する予定としており、避難指示の際などに、人命を守る方向に確実に避難するよう、周知に努めてまいります。

また、内水氾濫は、外水氾濫の心配がないことを前提としての対応になるわけですが、内水が流入する町内河川は全て支川であり、幹となる河川、つまり幹線の水位によっては、バックウォーター現象もあり得ます。こうした諸条件の中での内水氾濫対策は、結果的に外水氾濫も含めた

一連の検討が必要になるものと存じますので、引き続き、国、県とともに、各種対策の検討に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 来年度に内水のその市街地における氾濫の調査をしたいということでしたが、その対象区域は六郷地区だけに限った話ですか。それとも、美郷町全域に限った話なのか。その辺、確認させていただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昭和50年代に排水流末水路を整備した地域を対象に、検討したいというふうに考えております。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に従いまして、一般質問いたします。

HPVワクチン接種について。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始されました。全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

昨年12月定例議会において、HPVワクチンについて質問させていただきました。そのときの答弁では、令和4年4月に標準接種年齢となる12歳から16歳の女子に個別通知をし、平成9年度から平成17年度に生まれた女子で接種機会を逃した方へは、今後決定される国の方針に基づき、適切に対応していくとのことでした。

そこで、本町の積極的勧奨再開に伴う対応と現状について伺います。

キャッチアップ対象者への周知は、いつ、どのように行いましたか。

今年度、直近までの接種率はどのようになっていますか。

現在、定期摂取やキャッチアップ制度で使用できるワクチンは、2価HPVワクチンと4価HPVワクチンになっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は来年4月1日から定期接種とする方針であることが報道されております。定期接種として新しいワクチンを使えるようになることは、対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価HPVワクチンと定期接種化の対応について伺います。

9価HPVワクチンの効果や安全性について。

9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本町の対応、対象となる方への周知の方法について。

次に、日本では子宮頸がん予防として、女性のみ定期接種となっているHPVワクチンですが、WHOのホームページによると、海外では男女ともに接種を公費でしている国は、アメリカやカナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツなど39か国にも上っています。HPVが関係する男性の疾病には、中咽頭がんや肛門がん、陰茎がん、尖圭コンジローマがあります。男性本人の病気の予防のため、2020年12月に厚生労働省が4価HPVワクチンを9歳以上の男性にも認可し、接種が可能になりました。男性もHPVワクチンを接種することで、パートナーへの感染防止や、社会全体での集団免疫を獲得するために、接種の意義は高いと言えます。

そこで、9歳以上、子宮頸がんワクチンの定期接種年齢の男性にも、4価HPVワクチンの効果や安全性について周知を図ってはいかがでしょうか。

以上、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

HPVワクチンについては、町では積極的な勧奨の再開に伴い、定期接種対象者のうち13歳から16歳の女子285人に対して、5月18日に予防接種に関する通知、予診票、予防接種に関するパンフレット、医療機関一覧票を個別に配布しております。キャッチアップ対象者の440人に対しては、5月20日に予防接種通知、パンフレット、医療機関一覧表を個別に配布しており、予防接種を希望される方には、母子手帳確認の上、予診票の配布を行っております。また、個別通知の配布に先駆けて、広報美郷令和4年2月号及び3月号に、HPVワクチンに関する記事を掲載するとともに、町ホームページでも周知を行ってきているところです。

ワクチン接種の状況についてですが、ワクチン費用の請求が確定した令和4年10月請求分までは、定期接種対象者285人のうち接種した方は40人、約14%の接種率となっております。キャッチアップ対象者では、440人のうち接種した方は44人、10%の接種率となっております。令和3年度は、定期接種対象者286人のうち接種した人は18人、約6%の接種率でしたので、令和3年度に比べ、接種率は高くなっておりませんが、今後も広報美郷等を通じ、HPVワクチンの一層の周知に努めてまいります。

9価HPVワクチンについてですが、議員おっしゃるとおり、令和4年11月30日付、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡において、今後必要な法改正を経て、令和5年4月1日から、定期接種として使用される見込みである旨の連絡がありました。

9価HPVワクチンの有効性及び安全性については、令和4年11月18日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料に記載があり、これによりますと、有効性については「9価HPVワクチンは4価と比較して、4価に含まれる遺伝子型に対する免疫原性は非劣勢で、4価でカバーできないハイリスクの遺伝子型に対しても有効であった。」とあります。また、安全性については「9価HPVワクチンの安全性は一定程度明らかになっている。4価と比較して接種部位の症状の発現は多いが、全身症状は同程度であるとの記載がある。」との記載があるところです。また、「9価HPVワクチンを予防接種の対象として追加することに技術的な観点からは問題ないと考えられる。」と結論づけられていることから、9価HPVワクチンの有効性と安全性に問題はないものと認識しております。

これを踏まえた美郷町の対応ですが、今後、法改正等が予定されていることから、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。また、対象者に対する周知については、適切な時期に町広報や町ホームページを通じた周知及び対象者に対する個別通知を行い、周知を図ってまいりたいと存じます。

HPVワクチンの男性への接種については、令和2年12月25日に前駆病変を含む肛門がん及び尖圭コンジローマの予防に対する適用拡大が承認され、9歳以上の男性も接種できるようになりました。令和4年8月4日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会の資料には、「4価HPVワクチンの適用拡大を踏まえ、男性に対しても定期の予防接種として位置づけることの是非について、今後検討することとしてはどうか。」との記載があるところです。また、今後の検討の進め方として「男性も含めたHPV関連がんの予防に関する最新のエビデンスの整理を中心に、国立がん研究センターがん対策研究室の協力も得つつ、国立感染症研究所にファクトシートの追記を依頼してはどうか」との記載とともに、ファクトシー

トに追記すべき主な内容として、「男性を含めたHPV関連がんの基本的知見」、「ワクチンの有効性」、「ワクチンの安全性」、「費用対効果」の4項目が記載されているところです。これらの記載から、現在、国において、4価HPVワクチンの男性に対する定期予防接種の位置づけの検討がなされているものと推測しております。

このようなことから、男性の4価HPVワクチンの効果や安全性の周知については、国の動向を注視しながら、町として適切な時期に適切な判断と対応をしてみたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時30分）